

送達場所の届出について

さいたま家庭裁判所調停係

裁判所があなたあてに書類を送付する際に、裁判所が送付する書面のほとんどは、普通郵便で送付しますが、審判、決定及び調書の謄本等は、特別送達郵便（配達担当者が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）等で送達する場合がありますので、今後、裁判所があなたあてに書類を送付や送達する際の書類の送達場所を教えていただく必要があります。

記載するにあたっては、方書きがある場合は方書きを、集合住宅の場合は、建物名・部屋番号名まで、特に勤務先の場合には、社名・店名まで正確に記載してください。

送達場所は、日本国内に限ります。

送達場所として届け出た場所に通常あなたがいない場合で、ほかの方に書類を受け取ってもらいたい場合には、その方を送達受取人として届け出ることができます。

送達場所の届出があった場合は、以後の送達は、その届出場所にあててなされます。

送達場所として届け出た場所宛てに裁判所が書面を送達したところ、不在や転居等の理由により実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、記載にあたってはご注意ください。

この「送達場所の届出書」の非開示を希望する場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入して、この届出書の上にステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。

また、一度届け出た内容に変更が生じた場合、書面で送達場所等の変更を届け出ない限り、届出のあった住所等に送達をすることになりますので、この「送達場所の届出書」の「変更届」欄にチェックを入れた上で必要事項を記入し、必要に応じて「非開示の希望に関する申出書」を添付して、速やかに提出してください。

事件番号 平成・令和 年（家 ）第 号

送達場所の届出書（□変更届）

さいたま家庭裁判所 御中

令和 年 月 日

平日昼間の連絡先

- 携帯電話番号： _____
- ↓
固定電話 番号（□自宅／□勤務先）： _____
- どちらに連絡があってもよい。
- できる限り、携帯電話／固定電話への連絡を希望する。

氏 名 _____ 印

送達場所	<input type="checkbox"/> 申立書に記載の住所 <input type="checkbox"/> 申立書に記載の住所以外の場所（以下のとおり） 〒 _____ _____ _____ <p style="text-align: right;">（ _____ 方）</p>
あなたと送達場所との関係	<input type="checkbox"/> 住居所 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 「その他」の場合は、（ _____ ）内に関係を具体的に記載してください。
送達受取人	_____ ※ あなたと送達場所との関係が「その他」の場合は必ず記載してください。

集合住宅の場合は部屋番号まで、勤務先の場合は社名・店名まで記載してください。

送達場所として届け出た場所宛てに裁判所が書面を送達したところ、不在や転居等の理由により実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、注意してください。